

7 瀬戸内海環境保全対策

(2) 府県計画の推進

「瀬戸内海環境保全特別措置法」第4条の規定により、瀬戸内海関係13府県知事は、昭和53年4月に策定された瀬戸内海環境保全基本計画（令和4年2月変更）に基づき、当該府県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について昭和56年7月に府県計画を策定した。

その後、昭和62年12月、平成4年6月、平成9年9月、平成14年7月、平成20年5月及び平成28年に一部変更された。

瀬戸内海関係13府県それぞれの瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村数と全市町村に対する割合は、表7-2(1)のとおりである。また、湾・灘別の環境保全特別措置法対象市町村数は表7-2(2)のとおりである。

表7-2 (1) 瀬戸内海関係13府県の瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村数

府 県 名	全市町村数 (A)	瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村数				全市町村に 対する割合 (B/A)
		市	町	村	計 (B)	
京 都 府	26	10	7	1	18	69%
大 阪 府	43	33	9	1	43	100%
兵 庫 県	41	27	10	0	37	90%
奈 良 県	39	12	15	6	33	85%
和 歌 山 県	30	6	9	0	15	50%
岡 山 県	27	15	10	2	27	100%
広 島 県	23	13	9	0	22	96%
山 口 県	19	12	5	0	17	89%
徳 島 県	24	8	13	1	22	92%
香 川 県	17	8	9	0	17	100%
愛 媛 県	20	11	6	0	17	85%
福 岡 県	60	3	6	1	10	17%
大 分 県	18	14	3	1	18	100%
計	387	172	111	13	296	76%

出典：各府県調べ（令和5年12月現在）

表7-2 (2) 湾・灘別の瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村数

湾 ・ 灘 名	瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村数			
	市	町	村	計
紀伊水道	22	26	5	53
大阪湾	68	30	4	102
播磨灘	35	21	2	58
備讃瀬戸	18	12	0	30
備後灘	6	2	0	8
燧灘	10	2	0	12
安芸灘	4	1	0	5
広島湾	11	8	0	19
伊予灘	16	8	0	24
周防灘	23	10	2	35
豊後水道	6	2	0	8
響灘	2	0	0	2
計	221	122	13	356

注）湾・灘の区分は「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立について
の規定の運用に関する基本方針について」に準ずる。

出典：各府県調べ（令和5年12月現在）